

第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 2 川邊 千秋・3 北澤 奈帆美・4 田村 明・5 前川 洋子
8 喜多 義幸・9 木下 伸裕・10 小粥 文夫・11 清水 喜代己
12 藤田 直樹・13 丸山 耕一・19 太田 義政・21 坂野 大徹
23 水谷 隆

以上 13 名

欠席委員 1 岡安 俊也

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
美里：服部担当主幹 安濃：江副担当副主幹
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 5 前川 洋子・23 水谷 隆

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議事の大要

議長	<p>それでは、第10回第1農地部会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の欠席は1番 岡安 俊也委員、1名でございます。出席委員は13名となります。</p> <p>議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。5番 前川 洋子委員、23番 水谷 隆委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに、会長先決の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書の26ページ、議案第3号、番号7、この案件につきまして、取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。</p> <p>また、この削除に伴い、27ページ下の合計欄について、合計36筆を35筆に、計12,688m²から12,550m²に、そして、畠9,147m²から9,009m²に訂正をお願いいたします。</p> <p>訂正是以上でございます。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、合計面積は31,538.00m²で、その内訳は田が22,448.00m²、畠が9,090.00m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから15ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から19で、件数は19件、合計面積は91,825.88m²で、その内訳は田が67,267.00m²、畠が24,558.88m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 以上、件数は1件、合計面積は290.00m²で、すべて畠でございます。</p> <p>17ページから18ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1 長屋住宅用地 番号2 建壳分譲用地</p>

番号3 貸駐車場用地

番号4 長屋住宅用地

番号5 駐車場用地

番号6 宗教法人駐車場用地

番号7、番号8 駐車場用地

以上、件数は8件、合計面積は3,991.00m²で、その内訳は田が1,788.00m²、畑が2,203.00m²でございます。

19ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は271.00m²で、すべて田でございます。

20ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 家禽ヒナ、キャベツ、耕作面積 田で1.20ha、畑で0.50ha、合計1.70ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案事項の説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 渋見町大坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 338m²、受人 _____、面積 1,018,813m²、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,261m²、受人 _____、面積 11,493m²、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町中町_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 552m² 外3筆、合計面積 1,998m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。
譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 神戸、申請地 野田高栗_____、登記地目・現況地目とも

畑、面積 503m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号5、地区 櫛形、申請地 分部大山田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,153m² 外3筆、合計面積 4,352m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

22ページをお願いいたします。

番号6、地区 櫛形、申請地 殿村折口 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 105m² 外3筆、合計面積 355m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は遺言執行者として指定されたためです。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町三行狭間之脇 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 604m²、受人 _____、面積 3,879m²、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は9,411m²で、このうち田が4,690m²で、畑が4,721m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺いします。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊です。先日、地元の推進委員と現地確認をし、問題ないということでおよろしくお願いします。

議長 番号2と3、地区 高野尾、お願いします。

事務局 岡安委員から、番号2と番号3の高野尾の案件につきまして、10月7日に推進委員さんと現地確認を行い、耕作する上で何も問題がないということで連絡を受けておりますのでご報告いたします。

以上でございます。

議長 了解しました。

番号4、地区 神戸、番号5、番号6、地区 櫛形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。番号4の神戸につきましては、推進委員さんも特に問題ないということです。番号5の櫛形につきましても、本当に作付されるのであれば、特に問題ないです。番号6の櫛形につきましても、推進委員さんも特に問

題ないということですのでよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。
番号7、地区 黒田、お願ひします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局と推進委員と現場を見ましたが、何ら問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長 番号1から番号7について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町西千里龜井_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 011m² 外5筆、合計面積 6, 595m²、借人 _____、面積 29, 372. 18m²、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本富家_____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 051m²のうち2, 524. 2m²、借人 _____、面積 42, 885m²、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は相手方の要望のためです。

番号3、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本富家_____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 811m²のうち2, 908m²、借人 _____、面積 42, 885m²、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は相手方の要望のためです。

番号4、地区 棚本、申請地 芸濃町棚本東富家_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 229m²のうち1, 196. 6m²、借人 _____、面積 42, 885m²、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は相手方の要望のためです。

以上、件数は4件、合計面積は13, 223. 8m²で、このうち田が12, 027. 2m²で、畠が1, 196. 6m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 上野、お願ひします。
喜多委員	8番、喜多です。これも推進委員と事務局と現場を見ましたが、別に何も問題ありませんのでよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。 番号2から番号4、地区 榎本、お願ひします。
小粥委員	10番、小粥です。この案件につきまして、10月7日に現地確認をして、推進委員共々問題ないことを確認いたしました。この案件につきましては、また議案第4号のほうでも上がってくる案件ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 番号1から番号4について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事務局	24ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 白塚、申請地 白塚町境_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 171m ² 外3筆、合計面積 1,650m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を資材置場及び従業員駐車場とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 神戸、申請地 神戸中垣内_____、登記地目 田、現況地目 畠、面積 133m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 櫛形、申請地 殿村挾間谷_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 327m ² 外1筆、合計面積 498m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。 許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、申請地 殿村井尻_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 203m² 外2筆、合計面積 1, 605m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

25ページをお願いいたします。

番号5、地区 片田、申請地 片田志袋町坂本_____、登記地目・現況地目とも田、面積 105m² 外3筆、合計面積 725m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町西千里大谷_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 558m² 外6筆、合計面積 2, 763m²、受人 _____、渡人 _____ 外5名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いいたします。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本殿町_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 441m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、申請地 安濃町東觀音寺北浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 909m² 外4筆、合計面積 1, 313m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、申請地 安濃町大塚向山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 504m² 外1筆、合計面積 982m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町大塚向山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 950m² 外1筆、合計面積 1, 508m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町川西廣見_____、登記地目 畠、現況地目 宅地、面積 138m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地及び駐車場用地とするものです。
平成10年頃から農業用倉庫を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 村主、申請地 安濃町神田東裏_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 115m² 外1筆、合計面積 303m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を美容室の来客駐車場とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 491m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は12,550m²で、このうち田が3,541m²で、畠が9,009m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、それからご審議をいただきたいと思います。

整理番号10と11についてです。

_____ 委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

整理番号10、11、該当P26、P27

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、整理番号10、11について、異議なしと認め、許可をすることに決定いたします。

それでは、入室をお願いいたします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願い

いたします。

番号1、地区 白塚、お願ひします。

田村委員 4番、田村です。10月7日に会長、部会長、それから地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明のとおりで問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

番号2、地区 神戸、番号3と4、地区 櫛形、番号5、地区 片田、お願ひします。

前川委員 5番、前川です。番号2、3、4、5ともに、10月7日に現地確認し、事務局の説明どおりで特に問題ないのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

番号6、地区 上野、お願ひします。

喜多委員 8番、喜多です。これも現地確認しましたが、別に問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 番号8、地区 榎本、お願ひします。

小粥委員 10番、小粥です。10月7日に現地確認をして、問題ないことを確認しました。よろしくお願ひします。

議 長 番号9、地区 明合、お願ひします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 番号12と13、地区 村主、お願ひします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題となる箇所は見つかりませんでした。よろしくお願ひいたします。

議 長 番号14、地区 香良洲、お願ひします。

北澤委員 3番、北澤です。先日、現地確認して、事務局の説明どおり特に問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

議 長 それでは、番号7を除いて番号1から番号14について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 28ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗真、申請地 栗真中山町西浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 623m²のうち170m²外1筆、合計面積 300m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を7か月間、仮設現場事務所用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東富家_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1, 229m²のうち32. 4m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を野菜管理室及び資材置場とするものです。

平成28年12月頃から野菜管理室及び資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本富家_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 3, 051m²のうち526. 8m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を野菜管理室及び資材置場とするものです。

平成28年12月頃から野菜管理室及び資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本富家_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 3, 811m²のうち903m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を野菜管理室及び資材置場とするものです。

平成28年12月頃から野菜管理室及び資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号5、地区 安濃、申請地 安濃町太田宮城_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 535m² 外1筆、合計面積 568m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を事務所兼中古車置場とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は2, 330. 2m²で、このうち田が1, 729. 8m²で畠が567. 4m²、その他が33m²でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野ですが、当日、10月7日の現地調査では、都合が悪くて前もって10月5日に見てきました。当日は、地元推進委員さんと話をして、問題ないということで判断しましたのでよろしくお願ひします。

議長 番号2から4、地区 榎本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。この案件については、議案第2号でも出てきた案件でございますけれども、事務局の説明どおり何ら問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長 番号5、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。
番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町西豊久野 _____、登記地目・現況地目とも畠、面積 496m²のうち246.1m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は246.1m²で、全て畠でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

事務局	事務局です。岡安委員から、10月7日に推進委員さんと現地確認を行いました、農業用の施設にすることについて、特に問題がない旨の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。 以上でございます。
議長	番号1について、事務局から報告がありましたが、異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。 次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	30ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 黒田、願出者 _____、対象地 河芸町三行大門 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 364m ² 。 これにつきましては、令和7年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和48年頃に住宅を建築し、現在に至ることが確認できます。 番号2、地区 安西、願出者 _____ 外2名、対象地 芸濃町萩野西川原 _____、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 261m ² 外26筆、合計面積 4,788.39m ² 。 これにつきましては、平成15年6月3日撮影の空中写真撮影記録証明書により、申請者が昭和45年より木材業を営んでおり、対象地に昭和59年頃から資材置場及び営業所として利用し、現在に至ることが確認できます。 以上、件数は2件、合計面積は5,152.39m ² で、その内訳は田が261m ² 、畠が4,891.39m ² でございます。 これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。
議長	番号2、地区 安西、お願いします。
木下委員	9番、木下です。10月7日、現地を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくお願いします・
議長	番号1と2について、地元委員さんから異議なしということでございました。

皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することといたします。

次に、別冊の議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

9ページをお願いいたします。

件数は45件、合計面積は127,029m²で、このうち田が116,466m²で、畠が8,214m²、その他が2,349m²でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、その案件からご審議をお願いいたします。

整理番号7についてです。

_____ 委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。
整理番号の7、該当P1

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

では、入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしようか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですな。ありがとうございます。

それでは、議案第7号の案件につきまして、適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することいたします。

以上をもって、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

令和7年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____